

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件  
原告 木原功仁哉  
被告 国

## 準備書面（1）

令和3年12月9日

神戸地方裁判所第2民事部 御中

原告訴訟代理人  
弁護士 南 出 喜 久 治

（訴訟物の特定について）

- 一 訴状「請求の原因」第六の一において、  
「公職選挙法第92条に基づき供託した金300万円を同法第93条により被告国が国庫に帰属させる行為が無効であることを踏まへて、公法上の供託の法律関係に基づき、その供託金の取戻請求権を行使するものである。」  
とあるを、  
「公職選挙法第92条に基づき供託した金300万円を同法第93条により被告国が国庫に帰属させる行為が無効であるので、これを返還しないことが不法行為であるから、原告は、その供託金相当額の損害賠償請求権を行使するものである。」  
と訂正する。
- 二 訴状「請求の原因」第六の二において、  
「なほ、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第33条第1項には、供託金利息の利率について年0.0012%と規定されてあるが、供託が違憲無効であることから、この適用はなく、不法行為に基づく返還請求権（取戻請求権）の行使として、その遅延損害金は、供託をなした令和3年10月19日から支払済みまで民事法定利息の年3分の割合によることになる。」  
とあるを、  
「なほ、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第33条第1項には、供託金利息の利率について年0.0012%と規定されてあるが、供託が違憲無効であることから、この適用はなく、不法行為に基づく損害賠償請求権の行使として、その遅延損害金は、供託をなした令和3年10月19日から支払済みまで民事法定利息の年3分の割合によることになる。」  
と訂正する。
- 三 以上により、供託金相当額の損害及び費用負担の損害の請求については、その訴訟物を、いずれも不法行為に基づく損害賠償請求権であると特定する。